

いたばし 生活支援臨時給付金 支給事務実施要綱

第1条 この要綱は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を活用し、板橋区に継続してお住いの世帯で国の子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）における給付金の対象に入らなかった生活に困窮している世帯へ、臨時的な措置として板橋区独自に給付金を支給することを目的とする、いたばし 生活支援臨時 給付金事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 いたばし 生活支援 臨時給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、板橋区（以下「区」という）によって次条に規定する支給対象者に1回限り贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給対象者は、令和3年度及び令和4年度の住民税が区において課税されている世帯で、次の各号全てに該当する世帯の世帯主とする。

- （1）令和4年6月1日（以下「基準日」という。）に区の住民基本台帳に記録されている世帯
- （2）令和4年度住民税（都民税・特別区民税）の均等割のみが課税されている世帯
（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の区民税（同法の規定による特別区民税を含む。）（以下、「住民税」という。）所得割が課されていない者又は区の条例で定めるところにより住民税所得割を免除された者である世帯）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

- （1）令和3年度又は令和4年度に、住民税が課税されている者の専従者給与を受けている者のみで構成される世帯及び扶養親族等のみで構成される世帯、又は令和3年1月2日以降に板橋区外から転入してきた者がいる世帯
- （2）令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する給付金または電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯給付金を含む）を既に受給した世帯（既受給世帯の世帯主を含む世帯）及び当該世帯に属していた者を含む世帯（当該給付金の支給要件を満たす世帯に編入された場合の当該世帯を除く）、又は区が住民税非課税世帯等給付金の確認書を送付した世帯（対象世帯の世帯主を含む世帯）
- （3）基準日に生活保護（中国残留邦人支援給付含む）を受給中の者が属している世帯

(支給額)

第4条 第2条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯あたり15万円とする。

(受給権者)

第5条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(申請方法)

第6条 給付金の支給を受ける場合、第3条に該当する者は確認書の提出による申請を行う。なお、様式については、別に定めるものとする。

2 前項の確認書の提出による申請は原則郵送により行う。なお、これによりがたいときは、区へ持参することによる方法も認めるものとする。

3 申請者は、給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で板橋区長（以下「区長」という）が特に認める者

2 代理人が確認書の提出をする場合は、確認書委任欄を記入して、提出しなければならない。

3 区は、前項の規定にかかわらず、同項に定める方法に代えて、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては区長が別に定める方法により、代理権を確認することができるものとする。

4 前3項によるもののほか、区は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

(支給方式)

第8条 給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 区が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 区が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請期限)

第9条 給付金の申請期限(確認書提出期限と同じ)は、区が当該確認書を発出した日から3か月後の月末(ただし、令和4年12月28日までに限る。)

(支給または不支給の決定)

第10条 区長は、第6条の規定により確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し、当該支給決定者に給付金を支給する。なお、通知の様式については別に定めるものとする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第11条 区長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

なお、第4条の支給額変更(増額)については、支給対象者へ通知する。通知の様式については別に定めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 支給対象者から第9条の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出が行われたが、確認書の不備により支給の可否が判断できず、区が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず令和5年2月28日を超過した場合、申請者が給付金の申請を取り下げたものとみなす。

3 区長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、令和5年2月28日を超過し、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 区長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和4年11月1日から施行し、令和4年10月28日より適用する。

別記

(第5条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、第3条第1項第1号に非該当でも、その他支給対象者要件を満たしていれば、申請・受給権者とする。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。)又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において区に住民票を移していない者
- ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市区町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書(別紙様式1)も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

- ③ 基準日の翌日以降に住民票が区へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。
- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、第 3 条第 1 項第 1 号に非該当でも、その他支給対象者要件を満たしていれば、申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、区に住民基本台帳に記録されている者については、区における申請・受給権者とする。ただし、区で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市区町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、第 3 条第 1 項第 1 号に非該当でも、その他支給対象者要件を満たしていれば、申請・受給権者とする。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（第 7 条関係）

（代理人の範囲及び確認方法）

1 第 7 条第 1 項第 3 号に定める区長が特に認める者は、支給対象者が次の各号に掲げる者である場合において、当該各号に定める者とする。

（1）寝たきりの者や認知症の者等 親族その他平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている介護保険法第 7 条第 5 項に定める介護支援専門員、社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 1 項に定める社会福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に定める介護福祉士または精神保健福祉士法第 2 条に定める精神保健福祉士

（2）老人福祉施設、児童養護施設・乳児院、身体・知的・精神障がい者施設等に入所している者 施設の職員

（3）里親制度を利用している里子であつて、里親の住所地に単身世帯として住民登録

されている者 児童福祉法第6条の4に定める里親

(4) 前3号に類似する者 区長が特に必要と認める者

2 要綱第7条第3項に定める別に定める方法は、次の各号に掲げる書類を確認する方法とする。

(1) 要綱第7条第1項第2号に定める法定代理人にあつては、成年後見の登記事項証明書等、本人と代理人の関係を証する書類

(2) 要綱第7条第1項第3号に定める者にあつては、前項各号に定める場合において、本人と代理人の関係を証する書類